

指定後の手続き等

① 指定後の手続き

(1) 事業所番号

事業所番号は、当該事業所の指定を行った旨と併せて通知します。

(2) 介護給付費の請求の届出

介護保険サービス事業所は、介護給付費等の請求をする場合には、請求方法や受領する振込先口座名等をあらかじめ山口県国民健康保険団体連合会に届け出ることとなっています。

届出先	山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒753-8520 山口市朝田1980-7 電話：083-925-2697 FAX：083-934-3665
届出事項	請求方法（請求媒体）、振込先口座名等
届出の様式	指定のあった月の翌月に山口県国民健康保険団体連合会から送付されます。

（参考～介護給付費支払いまでの標準的な事務処理日程）

	サービス提供月	翌月	翌々月
(事業者)	サービス提供 →	(締切日10日) 請求 →	
(国保連)		審査 →	支払(月末) →

※ 介護給付費の請求については、上記の山口県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

(3) 変更が発生した場合

指定を受けたときから、変更が発生した場合には届出の必要があります。詳しくは別ファイル『変更の手続き（サービス別）』や『廃止・休止・再開の手続き』をご覧ください。

事 由	対 応
事業所の名称や運営規程等が変更となった場合	変更届
【介護老人保健施設、介護医療院】 事業所の構造概要、平面図、運営規程（従業員の職種、員数等に限る）等 を変更しようとする場合	変更許可申請
介護給付費の算定体制が変更となった場合	変更届
事業所を廃止、休止する場合	廃止届・休止届
事業所を再開する場合	再開届
電話番号・FAX番号・メールアドレスが変更となった場合	電話番号・FAX 番号・メールアド レス変更連絡票

(4) 指定の更新

事業所の指定有効期間は6年間です。

期間満了後も業務を継続する場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに更新申請の手続きが必要です。

事前に個別通知は行いませんので、各事業所において遅滞なく手続きをしてください。

詳しくは別ファイル『指定更新の手続き』をご覧ください。

〈参考〉

平成30年4月から、療養病床を有する病院・診療所については、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定があったものとみなされます。

平成30年3月以前から、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の指定を受けている療養病床を有する病院又は診療所については、現在の指定が継続され、指定更新の際に「みなし指定」に切り替わるため、更新申請の手続きは不要です。

② その他

(1) 介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」の活用

厚生労働省からの通知、山口県からの通知や連絡、介護保険に関する情報などのお知らせがある場合、ホームページ『山口県介護保険情報総合ガイド「かいごへるぷやまぐち」』に掲載しますので定期的に確認してください（各事業所への個別通知はいたしません）。

(2) 質問

運営基準、報酬告示、留意事項通知やQ & A等を確認しても解決しない事項が生じた場合は、「介護保険制度に係る質問票」により、FAXでご質問下さい。後ほど電話またはFAXにて回答いたします。

なお、下関市内の事業所については、下関市介護保険課にお問い合わせください。

(3) 自己点検

定期的に業務点検を行う観点から、年に1度「自己点検表」を作成の上、提出してください。

自己点検表の様式は「かいごへるぷやまぐち」に掲載しますので、ご確認ください（例年は6月に掲載します）。

(4) 運営指導

県から、介護保険制度の適正な運営を確保するため、事業所の運営状況について定期的に運営指導に伺います。日程については事前に通知します。新規に指定を受けた事業所については、指定後1年程度で最初の運営指導に伺います。

運営指導において是正改善すべき事項が見受けられた場合は、是正改善の措置状況を記載した「是正改善事項措置状況報告書」を提出してください。また、介護報酬等の返還が発生した場合は「介護報酬等自主返還（予定）額一覧」により、返還額を報告してください。

(5) 集団指導

県では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、介護保険指定事業者の方々を対象に集団指導を実施しています。開催日程については、事前に「かいごへるぷやまぐち」により周知しますので、ご確認の上出席してください（例年は3月の開催です）。